

## 土木学会鋼構造委員会運営要領

平成11年6月1日 改正  
平成14年11月27日 改正  
平成15年5月16日 改正  
平成18年5月17日 改正  
平成24年5月22日 改正

### 1. 鋼構造委員会

#### 1) 組織

鋼構造委員会（以下委員会という）には、その円滑な運営をはかるために幹事会をおき、研究、調査等委員会の事業を推進するために常設小委員会、研究小委員会および必要に応じて受託特別研究小委員会を設ける。

#### 2) 委員会の開催

委員会は原則として年2回開催するものとし、事業の遂行に必要な審議を行うほか、各小委員会、関連学協会の活動状況等の報告および委員あるいは委員以外の学識経験者・実務者の話題提供ならびにこれらに関する討議を行う。

#### 3) 委員

委員は65歳未満とする。ただし、委員在任中に65歳に達した場合はこの限りでない。

#### 4) 顧問

顧問は委員会の発展に多大な貢献をした元委員とし、顧問候補者は委員長が推薦する。

#### 5) 委員長候補者

次期委員会の委員長候補者は、原則として鋼構造委員会委員長候補者選出制度内規にしたがって決定する。

#### 6) 旅費

旅費は年2回の委員会のうち1回の委員会に対して支給する。ただし、顧問には支給しない。

### 2. 幹事会

#### 1) 任務

幹事会は委員長を補佐して次の任務を行う。

- (1)委員会事業の企画、立案、受託研究の受け入れ等
- (2)各小委員会との連絡
- (3)委員会の議案の作成
- (4)文書等の処理
- (5)その他委員長の指示する任務

#### 2) 構成

幹事会は委員長、副委員長、幹事長および幹事で構成する。

#### 3) 任期

幹事長の任期は1期2年とする。ただし、2期までの再任は妨げない。

#### 4) 開催

幹事会は、必要に応じ、委員長の招集により随時開催する。

### 3. 常設小委員会

#### 1) 常設小委員会の設置

常設小委員会を設置する場合は、その目的および内容について、幹事会で検討し、委員会の承認を得る。

#### 2) 常設小委員会の改廃

常設小委員会の存続について、設置して4年以降2年ごとに当該常設小委員会委員長および幹事会が検討し、必要と認められた場合にはその改廃を発議する。

#### 3) 常設小委員会の委員長

常設小委員会の委員長候補者は委員の中から選出するものとし、委員会の承認を得る。

#### 4) 常設小委員会の成果報告

常設委員会の研究、調査等の成果は、委員会に報告するとともに、原則として会員に公表する。

### 4. 研究小委員会

#### 1) 研究小委員会の目的

研究小委員会は、定められた期間および予算のもとで、具体的な課題の調査、研究を行い、学術、技術の発展に寄与することを目的とする。

#### 2) 研究小委員会の設置、変更

研究小委員会を設置する場合は、その目的、内容および存置期間について、幹事会で検討し、委員会の承認を得る。また、これらを変更する場合も同様とする。

#### 3) 研究小委員会の存置期間

研究小委員会の存置期間は原則として3年以内とする。

#### 4) 研究小委員会の委員長

研究小委員会の委員長候補者は委員の中から選出するものとし、委員会の承認を得る。

#### 5) 研究小委員会の委員

研究小委員会の委員は、鋼材、鋼構造等の発展のために、広く研究、調査課題を掘り起こし、優れた人材の参加を得るために、原則として公募する。

#### 6) 研究小委員会の成果報告

研究委員会の研究、調査等の成果は、委員会に報告するとともに、原則として会員に公表する。

### 5. 受託特別研究小委員会

#### 1) 受託特別研究小委員会の設置

受託研究を遂行するために受託特別研究小委員会を設置することができる。

#### 2) 受託特別研究小委員会の目的

受託特別研究小委員会は、外部からの委託を受けて、定められた期間および予算のもとで、特定課題の研究、調査および試験等を行うことを目的とする。

#### 3) 研究小委員会の委員長

受託特別研究小委員会の委員長候補者は委員の中から選出するものとし、委員会の承認を得

る。

4) 受託研究の受け入れ

外部から受託研究の申し出がなされた場合、幹事会でその諾否について検討し、受託が適当と認められた場合には、委員会および理事会に発議し承認を得る。ただし、緊急を要する等やむを得ない事情がある場合は委員会の承認を省略できる。

5) 受託研究の成果報告

受託特別研究小委員会は、業務の途中経過および成果の概要を委員会に報告するとともに、委託期間内に成果報告書を作成する。成果の公表については委託者と協議する。

6) その他

受託特別研究小委員会で使用する直接費については、原則としてその10%を幹事会で管理する。また、土木学会受託研究規程等土木学会に規程がある場合には、本運営要領によらずそれによる。

6. 施行

本運営要領は平成24年5月22日から施行する。